

分類	意見の要旨	延べ数 (内訳)	景観行政団体（横浜市）の見解
その他	行為の制限	3	
	港湾4号線歩道橋（自動車デッキ）のフラッグ・植栽は歩道橋の基本的な環境であるため、大幅な緩和をお願いしたい。	(1)	屋外広告物に該当するフラッグは、景観計画の届出は不要ですが、屋外広告物としての許可が必要となります。また、プランターなどの工作物に該当する植栽は、新設などの場合原則として市長（景観行政団体の長）に対し届出が必要です。なお、景観法第16条7項1（届出の適用除外）における届出を要しない、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるものに該当する場合は、届出は不要です。
	大きくセットバックし、歩道から距離のある場所については、全体環境への影響が軽微であるため、色彩や広告物、映像モニターなど緩和を検討いただきたい。	(2)	工作物を道路から容易に望見できる位置に設置する場合は届出対象行為となり、景観形成基準を適用しませんが、景観法第16条7項1（届出の適用除外）における届出を要しない、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるものに該当する場合は、届出は不要です。
	歩行者の安全を確保するための夜間照明や施設の基本環境を構成する植栽やベンチについては、通常運営の中での迅速な対応が必要であるため、軽微なものについては届出や提出書類についてできる限りの緩和をお願いしたい。	(3)	景観法第16条7項1（届出の適用除外）における届出を要しない、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるものに該当する場合は、届出は不要です。
	行為の制限：形態意匠 色彩	1	
	クリスマス演出などの季節催事については、期間が30日を超えるため、色彩等に関する規制については、緩和をお願いしたい。	(1)	新港地区においては、建築物や工作物（以下「建築物等」といいます。）を歴史的シンボル施設である「赤レンガ倉庫」と調和する色彩とすることにより、まとまりのある街並みの形成を目指しています。このため、設置期間が30日を超える催事等についても、景観計画に定める基準の遵守についてご理解いただきますようお願いいたします。なお、その場合においても、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長（景観形成団体の長）が認めるときは緩和することがあります。
	屋外広告物	1	
	臨時駐車場の営業案内は、外構フェンスに設置している幕で行っているが、安全な駐車場運営および道路の混雑緩和のためにも必要なため、規制の緩和をお願いしたい。	(1)	新港地区では、屋外広告は景観形成に留意し質の高いデザインとします。表示面積の合計が10㎡以内の自己用広告物を除き原則として、外構のフェンス、手摺りその他これらに類するものに屋外広告物を設置することはできませんので、定められた規格等に従い掲出いただきますよう、お願いします。

分類	意見の要旨	延べ数 (内訳)	景観行政団体（横浜市）の見解
その他	運用方法等	6	
	電気工作物に関する次の項目について、具体的かつ効率的な運用方法を協議のうえ、「関内地区」と同様、別途書面により確認いたしたく、よろしく申し上げます。 意匠・形態に係る年度一括届出等による効率的な運用方法 行為着手禁止期間の短縮	(1)	景観計画の運用等に関しまして、必要に応じて調整・協議します。
	イベントに関する届出資料の提出期限が30日前となっているが、事前に届出資料を全部揃えるのは困難と思われるので、提出期限の短縮や資料が全部揃わなくても受け付けるなど、申請の受付について弾力的に対応していただきたい。	(2)	設置期間が90日以下の催事等に関する景観計画の運用等に関しましては、必要に応じて調整・協議します。
	演出やフラッグなど、販売促進に関わる事項は、かなりの頻度で変更になることが想定されるので、年間計画での一括処理を含めたできる限り簡易な方法で、届出ができるよう要望する。	(3)	屋外広告物に該当するフラッグは、景観計画の届出は不要ですが、屋外広告物としての許可が必要となります。その他、工作物の設置期間や設置物件の内容が確定すれば、年間計画等まとめて届出を行うことは可能ですが、計画に大きな変更が生じた場合にはあらためて届出が必要となります。
	大きくセットバックし、歩道から距離のある場所を利用した短期間(1~3日)の小規模催事の大部分が直前での決定になるため、届出不要など、弾力的に対応していただきたい。	(4)	設置期間が90日以下の催事等に関する景観計画の運用等に関しましては、必要に応じて調整・協議していきたいと考えています。
	申請(提出資料のデータファイル化)及び許可書交付について、電子メールで行えるような検討をお願いしたい。	(5)	景観計画の手続きの簡素化等に関しましては、必要に応じて検討していきたいと考えています。なお、景観計画は届出の制度であるため、許可書の交付はありません。
	委託業者等が代理申請、代理相談できるように弾力的な対応をお願いしたい。	(6)	景観計画については、代理申請の場合には委任状を添付していただいた上で、申請等していただくことが可能です。